

事 務 連 絡
令和8年5月8日

各 位

大館市契約検査課

公募型指名競争入札「子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借」の公告訂正について

令和8年5月7日から公募を開始した「子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借」について、公告内容の一部に誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正いたします。

記

★ 訂正箇所

- 1 「子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借」の公告6ページ別紙「基本仕様書」について

(誤) 給紙方式

「給紙トレイ1段以上（1段590枚以上）

(正) 給紙方式

「給紙トレイ**4**段以上（1段590枚以上）

【お問い合わせ先】 契約検査課契約係（電話 43-7039）

大館市公募型指名競争入札公告

次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和 8 年 5 月 7 日

大館市長 石田 健佑

1. 入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 件名 | 子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借 |
| (2) 納入又は実施場所 | 大館市役所福祉部子ども課 |
| (3) 納入期限又は期間 | 令和 8 年 7 月 1 日～令和 1 3 年 6 月 3 0 日 |

2. 主 な 仕 様

- (1) 発注所管課 福祉部 子ども課
- (2) 業務の種類別 賃貸借
- (3) 主 な 仕 様 仕様の詳細は、本公告 4 ページ以降で示す仕様書による。
- (4) 本賃貸借は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく**長期継続契約**の適用を受け、契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。
- (5) 入札書には **1 枚あたりの単価を入札額として記載**の上、入札を行うこと。

3. 入札予定年月日

令和 8 年 5 月 2 6 日 (火)

4. 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8・9 年度**大館市有資格業者登録名簿**（以下「有資格業者名簿」という。）に役務提供者として掲載されていて、「**賃貸借**」を取扱業種として申請している者であること。
なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該項目について入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 本公告日現在、**大館市内**に主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し、当該営業所が**有資格業者名簿**に登録されていること。
- (4) 当該物品を調達する際に特別な資格等を有する場合、当該業務を施行する際に特別な資格等を有しなければならない場合、その資格等を有すること。
- (5) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

5. 入札参加申込等に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、仕様書等を確認のうえ、入札参加申込書を持参により提出しなければならない。
- (2) **同等品（参考機種以外）**で入札に参加しようとする者は、本入札公告期間内に「**同等品協議書**」により発注所管課長の認定を受け、入札参加申込書に添付しなければならない。
- (3) 入札参加申込書の提出期間等
 - ① 期 間 令和8年5月7日（木）から令和8年5月13日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
 - ② 時 間 午前9時から午後5時まで
 - ③ 場 所 総務部契約検査課
 - ④ 提出部数 1部

6. 指名等に関すること

- (1) 入札参加申込書を受理したときは、受付票を交付する。
- (2) 申込書等の審査の結果適格と認められ、指名業者とされた者については、郵送をもって通知する（**通知書発送予定日：令和8年5月15日（金）**）。
- (3) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。その場合には、指名されなかった申込書提出者に対して、指名しなかった旨を書面（以下、「非指名通知」という。）により通知するものとする。
- (4) (3)の非指名通知を受け、指名されなかったことに対して不服のある者は、大館市長（以下「市長」という。）に対して指名しなかった理由及びその説明（以下「非指名理由等」という。）を求めることができる。
- (5) (4)の非指名理由等を求める場合には、通知した翌日から起算して7日（大館市の休日を定める条例（平成2年条例第11号）第1条に規定された休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、その旨を記載した書面を提出すること。
- (6) (5)の書面は、持参するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (7) 非指名理由等を求められたときは、非指名理由等を求めることができる最終日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (8) (5)の書面の提出先及び提出時間は、次のとおりとする。
 - ① 受付窓口 大館市役所 総務部契約検査課 0186-43-7039(直通)
 - ② 提出時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

7. 再苦情申立てに関する事項

- (1) 市長からの非指名理由等に不服がある者は、非指名理由等に係る書面を受け取った日から7日（休日は除く。）以内に、書面により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情の申立てについては、市長が速やかに大館市適正入札等・契約推進委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会が審議するものとする。
- (3) 再苦情の申立てに関する手続等を示した書類等の配布及び再苦情の提出先と提出時間は、6の(7)のとおりとする。

8. 仕様書等を示す場所及び期間並びに仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 本発注に係る仕様書等は、本公告で示すとおりである。
なお、競争入札等心得並びに入札等参加に当たっての留意事項については、大館市契約検査課のホームページにおいても公表するものとする。
（ホームページアドレス https://www.city.odate.lg.jp/keiyaku_kensa）

- ① 閲覧場所 大館市総務部契約検査課
 - ② 閲覧期間等 令和8年5月7日（木）から令和8年5月13日（水）まで（休日を除く。）
 - ③ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 仕様書等に対する質問及び回答
- ① 仕様書等に対する質問は、申込書等の提出期限までに、簡易なものを除き、市長に対し文書で行うこと。質問書の様式は任意とする。
 - ② 質問書の受付については、大館市総務部契約検査課において行う。
 - ③ 文書による質問に対する回答は、質問書が提出されてからすみやかに書面（以下「回答書」という。）により行う。また、提出された質問書及び回答書は、(1)に定める閲覧等の方法により、他の申込者に対しても周知を図るものとする。

9. 契約締結時期等

契約締結時期は、入札等実施日の翌日から起算して7日以内とする。

本案件は、電子契約により締結できるものとする。落札者が電子契約による締結を希望する場合は、落札決定後に契約検査課が指定した提出期限日までに電子契約利用申出書を提出すること。

10. その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書等は、情報公開条例に基づく申請による場合を除き公表しないものとし、また無断で他に使用することはしない。
- (2) 上記6.(3)の非指名通知を受けた者及び上記4に掲げる要件を満たすことができなくなった者のした入札、及び申込書等に虚偽の記載等不正の行為をした者のした入札は無効とする。
- (3) 入札申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 入札申込書等に虚偽の記載をした者は、本発注の指名業者としないとともに、指名停止措置をとることがある。
- (5) 契約期間若しくは納期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札等参加者は、仕様書等を熟知し、入札等心得及び入札等に当たっての留意事項を遵守すること。

11. 問い合わせ先

大館市総務部契約検査課契約係（所在 大館市役所、電話番号 0186-43-7039（直通））

8. 参考事項

使用見込枚数 1月当たり 6,115枚
令和6年度～令和7年度過去2年の平均実績

※使用見込枚数は、これまでの実績や導入後の予定数量を勘案して算出していますが、年間使用枚数を保証するものではありませんので、十分ご留意の上、入札に参加してください。

9. 長期継続契約に関する事項

- ① 本契約の始期の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の本契約に係る金額について減額又は削除があった場合は本契約を解除することがある。
- ② 上記①の理由により契約を変更又は解除する場合は、発注者は文書によりその旨を受注者に通知する。
- ③ 上記①の理由による契約の解除に伴い受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

10. その他

- ・三者契約には応じないものとする。
- ・納入するデジタル複合機は、新品のものに限る（RC機、中古品は認めない）。

11. 担当者連絡先

大館市字中城 20 番地
大館市役所 子ども課子育て支援係 担当 篠村
電話 0186-43-7053 内線 331

基本仕様書

大きさ	幅 1,200mm以内×奥行 750mm以内 ※機械占有寸法
解像度	600dpi×600dpi 以上
複写速度	毎分 A4横・片面 35枚以上
複写原稿	シート・ブック
最大原稿サイズ	A3
複写用紙サイズ	A3～A5, ハガキ
給紙方式	給紙トレイ4段以上(1段590枚以上) 手差しトレイ(100枚以上)
複写倍率	固定:縮小4段階以上、拡大4段階以上 任意(1%きざみ):最小25%～最大400%が可能 倍率誤差は等倍:±1.0%以下
連続複写枚数	1～999枚
電源	AC100V、15A、50Hz/60Hz 共通
最大消費電力	1.5kw 以下
参考機種	富士フィルムビジネスイノベーション: Apeos 3570
その他	両面原稿自動送り装置、両面印刷機能 カラーキャナ機能、USBメモリー保存、原稿サイズ自動読取機能 グリーン購入、日本エコマーク適合機種 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 機能を正しく、安全に使用するため、受注者は機器の設置時に 操作方法を説明するものとする。

入 札 書

1枚当たりの単価

(入札内訳書で算出した1枚当たりの単価)

件 名

子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借

大館市競争入札契約心得及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

氏 名

Ⓔ

代 理 人

Ⓔ

大 館 市 長 様

(注意) 入札内訳書を同時に提出すること。

記載する金額は、入札内訳書の「本体賃借料を含むカウンター料から算出した、
1枚当たりの単価」(消費税及び地方消費税を含まない額)とすること。

入札内訳書

入札時に会場で入札書と同時に提出してください。

件名 子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借

上記入札について入札金額の内訳書を提出します。

大館市長様

令和 年 月 日

入札者 商号又は名称

氏名

代理人

内 訳 書

子ども課デジタルモノクロ複合機賃貸借 1月当たりの使用想定枚数からの単価算出明細書 (単位:円、**消費税抜き**)

区 分	1月当たりの積算根拠	1月当たりの積算額	本体賃借料及び保守料(カウンター料)から算出する1枚当たりの単価(入札額)
1月当たりの本体賃借料	@ _____ × 1月 契約時の本体賃借料	① 円	/
モノクロコピー 月 6,115 枚の使用を想定した 1枚当たりの保守料(カウンター料)	1枚当たり単価 @ _____ × 6,115 枚/月(想定枚数) 契約時の保守料(カウンター料)	② 円	
合 計		① + ② = ③ 円	③ / 6,115 枚 入札額 円

注) 単位は、**円未満 2 桁まで**としてください。(各単価及び入札額)

「入札額」に、**円未満 3 桁以下の端数がある場合は、円未満 3 桁以下を切り捨てること。**